

第2章

移動等円滑化の促進に関する 基本的な方針

2-1 移動等円滑化の促進に関する基本理念

2-2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

第2章 移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

2-1 移動等円滑化の促進に関する基本理念

本方針の上位計画である糸魚川市総合計画では、目標とする都市像を「翠^{みどり}の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」として、豊かな自然、翡翠など、「翠^{みどり}」に象徴される地域資源を更に磨き、自然の恵み人情が豊かな糸魚川らしい翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「翠の交流都市」を目指す方針が示されています。

本格的な高齢社会の到来と、観光振興等による来訪者の増加を見込みつつ、目標とする都市像を実現していくために、高齢者・障がい者を含めたすべての人が同じように生活し活動することのできる共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現を念頭に置き、誰もが安心して社会参加できる環境を整えることが重要となります。

そのためには、平成15年度に策定した「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点整備地区において取り組んできた円滑な移動空間の確保のさらなる拡充と、加えて高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

以上のことを踏まえたうえで、本市が目指すべき方向性を「基本理念」として定めるとともに、基本理念の実現に向けた「基本方針」を以下のとおり定めます。

■ 基本理念 ■

だれもが安心して社会参加できる
みどり
「翠の交流都市・糸魚川」

■ 基本方針 ■

- ① 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ② 市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進
- ③ お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進
- ④ 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

2-2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

基本方針① 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

基本理念を実現するためには、高齢者や障がい者だけではなく、あらゆる人が利用しやすい施設や移動空間の整備が必要であることから、多くの人々が利用する生活関連施設や経路を中心にユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

そのためには、計画段階からバリアフリー化に関する情報を提供し、当事者・関係者のご意見を聞きながら、市民参加によるまちづくりを推進します。

基本方針② 市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進

基本理念を実現するためには、「連続的」「一体的」なバリアフリー化を推進することが重要となりますが、そのためには施設設置管理者（行政、公共交通事業者など）が異なる部分、官民の敷地界などでのシームレス（繋ぎ目のない）なバリアフリー化を進めることが不可欠となります。

このため、行政内部においては、関係部署相互の横の連携を十分に確保しながら、効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進するとともに、施設設置管理者やバリアフリー化対象路線沿道の民間事業者等、関係者それぞれができるバリアフリー化への取組を推進します。

基本方針③ お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進

基本理念を実現するためには、誰もがお互いに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現が課題となります。

そこで、福祉・教育分野との連携のもと、市民一人一人が支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針④ 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」に基づくこれまでの取組により、糸魚川駅を中心とした重点整備地区において、円滑な移動空間の整備が進められてきました。

しかしながら、誰もが安心して社会参加できる環境を整えるためには、これまでの取組を発展的に見直しつつ、継続していく必要があります。

このため本方針では、「選択と集中」の視点を踏まえつつエリアや取組内容を見直したうえで、中長期的な視点のもと、継続的・段階的なバリアフリー化を推進します。